

# 金沢市景観計画の手引き

---

平成23年度改訂版

金沢市都市整備局  
景観政策課

## ● はじめに ●

このたび、市民、事業者、設計・施工者との協働による新たな景観まちづくりを推進するため、新しい景観条例を制定するとともに景観法に基づく景観計画を策定しました。

新景観条例では、各々が担う役割等を規定し、景観計画では対象区域ごとに景観形成方針及び基準等を明記し、きめ細やかな景観誘導に係る内容が定められています。金沢における美しい景観のまちづくりを進めていくにあたり、設計者・施工者の皆様には、景観まちづくりの「演出家」としての役割を果たしていただけるよう、ご協力をお願いします。

今回、届出手続き内容のほか、景観計画に記載された基準の背景にある考え方等について手引き（案）をとりまとめました。景観計画の参考図書として、計画立案や設計・施工の際に活用していただければ幸いです。

### － 目 次 －

はじめに	1
1. 手続きの流れ	2
(1) 行為の届出	
(2) 行為の通知(行為者が国又は地方公共団体の場合)	
(3) 他の法令等の手続きとの関係	
2. 金沢市における景観計画区域	5
(1) 指定区域(届出等が必要となる対象範囲)	
3. 届出等が必要な行為	11
(1) 届出等対象行為	
4. 届出対象行為の解説	14
(1) 景観形成区域内の場合	
(2) 景観形成区域以外の場合	
5. 景観形成基準の解説	20
(1) 建築物	
(2) 工作物等	
(3) その他土地に関わる行為	
6. 様式等	41
(1) 行為の届出	
(2) 行為完了時の報告	
※ 様式集	45